

○証拠物件取扱保管要領

令和 5 年 9 月 28 日

刑 総 第 2649 号

警 察 本 部 長

証拠物件取扱保管要領の制定について（通達）

みだしのことについては、証拠物件の取扱い及び保管の適正を図るため、証拠物件取扱保管要領の制定について（平成 7 年埼例規第 57 号・刑総・生安・交企・公一）の全部を別添のとおり改正し、令和 5 年 10 月 2 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

証拠物件取扱保管要領

第1 目的

この要領は、犯罪捜査に関して押収した証拠物件の取扱い及び保管について必要な事項を定め、もって証拠物件の適正な管理を図ることを目的とする。

第2 証拠物件の取扱い及び保管の基本

1 証拠価値の保全

証拠物件の取扱い及び保管を行う者は、証拠物件が犯罪の立証のための重要な資料であることに鑑み、証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸（以下「滅失等」という。）することのないように注意し、その証拠価値の保全に努めなければならない。

2 個人保管の禁止

証拠物件の取扱い及び保管を行う者は、証拠物件の滅失等の事故が発生することのないよう、定められた保管設備等において証拠物件を保管しなければならない。

3 速やかな還付又は送致

証拠物件のうち、留置の必要がなくなったものは、速やかに還付（仮還付を含む。以下同じ。）しなければならない。

また、証拠物件は、捜査の推移により可能な限り速やかに送致（送付及び一旦警察署保管とした証拠物件の検察庁への保管転換を含む。以下同じ。）しなければならない。

第3 準拠規定

証拠物件の取扱い及び保管については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）及び犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第4 定義

この要領における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 証拠物件 犯罪捜査に関して押収した物件及びその換価代金をいう。
- (2) 特殊物件 証拠物件のうち、次に掲げるものをいう。

ア 現金、有価証券、貴金属その他の貴重品

イ 銃砲刀剣類、火薬類及びこれらに類する物

ウ 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年

法律第14号)、あへん法(昭和29年法律第71号)及び大麻取締法(昭和23年法律第124号)の各違反に係る薬物等

(3) 鑑定資料 証拠物件のうち、次に該当するものをいう。

ア 鑑定嘱託されるまでのDNA型鑑定資料

イ 鑑定後、刑事部科学捜査研究所等から返却されたDNA型鑑定資料の残余

ウ 鑑定後、刑事部科学捜査研究所等から返却された鑑定に使用するためにDNA型鑑定資料から採取等して分離された試料の残余

エ その他冷凍保管が必要と認められる鑑定を必要とする資料

(4) 長期保管 押収してから1か月を経過した証拠物件の保管をいう。ただし、近く事件処理を終結し、全ての証拠物件の保管を解除する見込みがある場合を除く。

(5) 短期保管 長期保管以外の証拠物件の保管をいう。

(6) 仮出し 取調べ、見分、鑑定等のため、保管中の証拠物件を保管設備から一時的に出すことをいう。

(7) 払出し 送致、移送、還付等のため、終局的に又は長期間にわたり証拠物件の保管を解除することをいう。

(8) 証拠物件保管室 警察署において設置する第7の1に規定する保管設備を集中管理する施設設備のある部屋をいい、1つの保管設備が1つの部屋、倉庫等を占有している場合を除く。

第5 管理体制

1 管理責任者

(1) 所属における証拠物件の管理について総括的に責に任ずる者として、管理責任者を置く。

(2) 管理責任者には、警察署にあっては警察署長、警察本部にあっては所属長をもって充てる。

2 保管責任者

(1) 管理責任者を補佐し、3の取扱責任者を指揮監督して証拠物件の取扱い及び保管について責に任ずる者として、保管責任者を置く。

(2) 保管責任者には、次の区分に応じそれぞれ掲げる者をもって充てる。

ア 警察署 警察署の事件を主管する課(以下「署事件主管課」という。)の長(課長

代理が置かれている場合は、管理責任者が課長又は課長代理の中から適任者と認め指定したもの。)とする。この場合において、管理責任者は、第7の1に規定する保管設備を事件主管係等ごとに設ける場合は、保管設備ごとに複数の保管責任者を指定することができる。

イ 警察本部の事件を主管する課（以下「本部事件主管課」という。） 課長補佐級以上の職にある警察官のうち、管理責任者が指定するものとする。

ウ 地域部鉄道警察隊 副隊長とする。

エ 交通部交通機動隊及び同部高速道路交通警察隊 管理責任者が指定する隊長補佐とする。

3 取扱責任者

(1) 保管責任者の命を受け、証拠物件の取扱い及び保管に関する事務を行う者として取扱責任者を置く。

(2) 取扱責任者には、管理責任者が指定する者をもって充てる。

なお、課長代理が置かれている署事件主管課において前記2(2)アにより保管責任者を複数指定する場合は、保管責任者ごとに取扱責任者を指定するものとする。

(3) 管理責任者は、証拠物件の取扱い頻度等により、複数の取扱責任者を指定することができる。

(4) 取扱責任者の指定に当たっては、保管責任者が埼玉県警察情報管理システムによる捜査管理システム実施要領（令和5年刑総第2640号）に規定する証拠物件管理業務（以下「証拠物件管理業務」という。）において取扱責任者を登録することにより指定することができる。

4 証拠物件管理係長

別に定める警察署の管理責任者は、刑事課において、保管責任者を補佐し、証拠物件の適正な管理を担当する者として証拠物件管理係長を指定し、運用するものとする。この場合において、証拠物件が、公判において、その押収手続のみならず、保管及び管理状況も重視されている現状を踏まえた上、刑事総務係長の中から厳密かつ適正な管理を実現し得る者を証拠物件管理係長に指定すること。

5 交通事件管理係長

別に定める警察署の管理責任者は、証拠物件の適正管理のため、交通課の交通事件を管理

する係に配置されている警部補に保管責任者の補佐をさせるものとする。

6 地域捜査係長

別に定める警察署の管理責任者は、証拠物件の適正管理のため、地域課地域捜査係に配置されている警部補に保管責任者の補佐をさせるものとする。

7 職務代行者

保管責任者又は取扱責任者が休暇等により不在のときは、次の区分に応じて職務代行者を指定し、その職務を代行させることができるものとする。

(1) 保管責任者

次に掲げる者を職務代行者に指定できるものとし、原則として当該保管責任者があらかじめ指定するものとするが、これにより難しいときは、管理責任者が指定すること。

ア 課長代理が配置されている署事件主管課 当該署事件主管課の警部以上の階級にある警察官とする。ただし、警部以上の階級の者が全て不在となるときは、警部補の階級にある警察官又は他の課の課長若しくは課長代理を指定することができる。この場合において、証拠物件管理係長、交通事件管理係長又は地域捜査係長（以下これらを「証拠物件管理係長等」という。）を運用している署事件主管課において警部補を職務代行者に指定するときは、証拠物件管理係長等を優先して指定すること。

イ 課長代理が配置されていない署事件主管課（ウに該当するものを除く。） 当該署事件主管課の警部補の階級にある警察官又は他の課の課長若しくは課長代理とする。

ウ 課長が警部補の階級にある警察官である署事件主管課 他の課の課長又は副署長とする。

エ 警察本部 警部以上の階級にある警察官とする。ただし、これにより難しい場合は、警部補の階級にある警察官とする。

(2) 取扱責任者

保管責任者が指定する者とする。

第6 証拠物件管理業務による管理

1 証拠物件の適正管理管理責任者は、証拠物件管理保存簿（別記様式第1号）及び証拠物件出納簿（別記様式第2号）を、証拠物件管理業務において作成及び管理し、証拠物件を適正に管理するものとする。

2 証拠物件の登録対象証拠物件を押収した場合は、速やかに証拠物件管理業務により登録

するものとする。

ただし、押収後、還付するなどしてその場で直ちに保管を解除することができるものを除く。

第7 保管設備

1 保管設備の設置

管理責任者は、施錠設備を具備する保管設備を設置するものとする。

2 警察署に設置する保管設備

(1) 保管設備の設置

警察署の管理責任者は、証拠物件を保管するため、署事件主管課又は係ごとに次に掲げる保管設備を設置しなければならない。ただし、庁舎の構造上の理由等から、署事件主管課又は係ごとに設置できない場合には、一つの保管施設内に仕切りを設けるなどして、明確に分離の上、複数の署事件主管課又は係が使用することができるものとする。

ア 短期保管のための保管庫（以下「短期保管庫」という。）

イ 長期保管のための保管庫（以下「長期保管庫」という。）

ウ 短期保管、長期保管の別にかかわらず、特殊物件を保管するための金庫又はこれに代わるべき設備（以下「特殊物件保管庫」という。）

エ 短期保管、長期保管の別にかかわらず、冷凍保管することが適当と認められる証拠物件を保管するための冷凍庫（以下「冷凍保管庫」という。）

(2) 証拠品保管室

警察署において設置する保管設備は、証拠品保管室を設けて集中管理すること。ただし、庁舎の構造上、証拠物件保管室を設置することができない場合は、適切な場所を選定して設置すること。

(3) 保管設備の共有

1つの保管設備を複数の署事件主管課若しくは係で使用する時、又は長期保管庫が1つの部屋又は倉庫を占有しており、複数の署事件主管課の証拠物件を集中管理しているときは、証拠物件の出納の際に取扱責任者による確実な立会いを実施するなど当該保管設備における証拠物件の紛失等の絶無を期すこと。

3 警察本部に設置する保管設備

警察本部において保管設備を設置する場合は、施錠設備のあるロッカー又は部屋を保管

設備と指定して管理すること。ただし、前記 2 (1) 各号に規定する保管庫を設置することを妨げないものとする。

4 当直等に設置する保管設備

- (1) 警察署の管理責任者は、執務時間外に取り扱った証拠物件（特殊物件を含む。）を保管するための保管庫（以下「当直保管庫」という。）を設置しなければならない。
- (2) 地域部鉄道警察隊、交通部交通機動隊及び同部高速道路交通警察隊の管理責任者は、当直保管庫を設置することができる。

5 併用の禁止

- (1) 証拠物件の保管設備には、証拠物件以外の物を保管してはならない。ただし、1つの部屋又は倉庫を占有している長期保管庫又は証拠物件保管室については、証拠物件の保管管理に必要と認められる消耗品等についてのみ、場所を明確に区分するなど証拠物件と混在しないような措置をとった上で保管することができる。
- (2) 庁舎の構造上の理由等から、証拠物件以外のものを保管する倉庫等に署事件主管課の保管設備を設置する場合は、施錠設備を有するロッカー等を設置し、証拠物件の保管設備であることを明確にすること。

第 8 長大物件等に対する措置

1 長大物件

前記第 7 に規定する保管設備に保管することができない長大な証拠物件については、次のとおり保管するものとする。

(1) 自動車

施錠設備を有する車庫に保管し、車両移動防止措置装置を装着すること。ただし、これにより難しい場合は、極力外部から視認できない場所に保管し、盗難防止措置を講じること。

(2) 自転車及び二輪車

施錠可能な倉庫又は専用設備で保管すること。ただし、これにより難しい場合は、チェーン等で結束して施錠することとし、鍵は署事件主管課の保管責任者又は証拠物件管理係長等（以下「保管責任者等」という。）が保管すること。

(3) その他の長大物件

物件の形状に応じ、適切な保管場所を選定し、盗難防止措置を講じること。ただし、

所属において保管できない場合は保管委託を検討すること。

2 大量の証拠物件

前記第7に規定する保管設備で保管することができない大量の証拠物件については、次のとおり保管するものとする。

- (1) 施錠可能なロッカー、保管責任者等が管理することが可能な個室等を用意し、証拠物件が保管されていることを明示した上で、鍵を保管責任者が厳重に管理することにより保管することができる。この場合において、当該保管設備には証拠物件以外の物を保管しないものとする。
- (2) 前記(1)に規定する保管設備を確保できないなどやむを得ないと管理責任者が認める場合は、証拠物件以外のものを保管する倉庫等に、仕切りを設けるなどして明確に分離の上、保管できるものとする。

第9 鍵の管理

1 保管責任者による管理

第7の1及び2に規定する保管設備の鍵は、各保管設備を管理する保管責任者が管理するものとする。ただし、署事件主管課に2人以上の保管責任者が指定されている場合は、共同で使用する保管設備の鍵については保管責任者のうち適当と認められる者が管理すること。

また、第8に規定する保管設備についても同様とする。

2 証拠物件管理係長等の特例

証拠物件管理係長等を運用する署事件主管課の保管責任者は、特殊物件保管庫を除いた保管設備の鍵を証拠物件管理係長等に管理させることができる。ただし、特殊物件保管庫以外の鍵を証拠品担当係長等に管理させるときは、安易に貸し出すことがないよう指導すること。

3 当直保管庫の鍵の管理

当直保管庫の鍵は、当直長が管理するものとする。

なお、当直保管庫がある地域部鉄道警察隊、交通部交通機動隊及び同部高速道路交通警察隊において、保管責任者は、当番勤務に従事する警察官のうち、最上位階級者が警部補である場合は、当該警察官を職務代行者に指定することによって、当直保管庫の鍵を保管させること。

4 職務代行者による管理

第7の1及び2並びに第8に定める保管設備の鍵は、保管責任者が不在のときは、職務代行者が管理するものとする。ただし、職務代行者が警部補の階級にある警察官である場合は、特殊物件保管庫の鍵は副署長又は他の課の課長若しくは課長代理が管理すること。

第10 保管委託

1 所有者等への委託

運搬又は保管に不便な証拠物件である場合において、所有者その他の者に保管させるときは、盗難、損傷等を防止するため、委託先の選定、保管場所等に留意し、前記第8に準じた適切な保管方法をとるよう依頼しなければならない。

また、所有者その他の者に委託する場合は、なるべく保管請書（司法警察員捜査書類書式例様式第39号）を作成し、交付すること。

2 他所属への委託

証拠物件を他の警察署等に委託する場合は、委託先の所属と調整の上委託すること。この場合において、第13に定める点検については委託先の所属において実施し、点検結果を委託元の所属に報告の上、委託元の所属において証拠物件管理業務により点検結果を登録すること。

3 証拠品保管センターへの委託

証拠品保管センターへの委託については、別に定める。

第11 封印

長期保管の証拠物件のうち、当該証拠物件に対する捜査が完了し、以後当分の間、仮出し及び払出しの予定がないと認められるものについては、事件別及び時効年別に内容物が確認できる透明の袋、箱等（以下「収納箱等」という。）にまとめ、剥がした際にその痕跡が残る封印テープにより封印すること。ただし、長大物件である等、その形状、性質等により封印することが不適当と認められるものについては対象としない。

なお、封印の要領については別に定める。

第12 引継ぎ

1 管理責任者

管理責任者は、人事異動等により交代するときは、保管設備の設置状況、証拠物件の保管状況等について引継ぎを実施すること。特に、長期未解決事件等の長期間保管している

証拠物件については、保管責任者等に確実に確認させ、現状について引継ぎを実施すること。

2 保管責任者

保管責任者は、人事異動等により交代するときは、保管する証拠物件の点数、滅失等の有無等を確認した上で引継ぎを実施すること。この場合において、取扱責任者及び証拠物件管理係長等（以下「取扱責任者等」という。）にその補助をさせることができる。

第13 点検

1 点検の実施

管理責任者及び保管責任者等は、次により証拠物件の点検を実施しなければならない。この場合において、前記第11の規定により封印措置が施された証拠物件については、その封印状況及び収納箱等の異常の有無を確認することをもって、在中する証拠物件の点検に代えることができるものとする。

(1) 警察署における点検

ア 管理責任者による点検

管理責任者は、4月及び10月に、各署事件主管課の保管責任者に対し、全ての証拠物品について点検を実施させること。この場合において、点検を実施した保管責任者は、当該点検の結果を管理責任者に報告すること。

また、庁舎内の保管設備を巡視し、当該保管設備の整備状況、使用状況等の確認を行い、不適切な状況を認めたときは、保管責任者に改善を指示すること。

イ 保管責任者による点検

保管責任者は、短期保管庫の証拠物件について、毎月1回以上点検を実施すること。

(2) 本部事件主管課における点検

ア 保管責任者は、4月及び10月に全ての証拠物件の点検を実施すること。ただし、4月又は10月が当該証拠物件の保管を開始した月である場合は、当該保管開始月については点検を要しない。

イ 保管責任者は、発生地を管轄する警察署等に引き継ぐため保管を解除する場合は、引継ぎをする直前に、対象となる全ての証拠物件を点検すること。

(3) 地域部鉄道警察隊、交通部交通機動隊及び同部高速道路交通警察隊における点検管理責任者及び保管責任者は、前記(1)に準じて点検を実施すること。

2 点検上の留意点

証拠物件を点検するに当たっては、次に掲げる事項等について留意し、実施しなければならない。

- (1) 証拠物件を保管する保管庫の適否
- (2) 証拠物件の出納状況と保管中物件との齟齬(そご)の有無
- (3) 証拠物件の滅失等異常の有無
- (4) 証拠品票、収納容器等の異常の有無
- (5) 封印措置が施された証拠物件の封印状態の異常の有無
- (6) 事件別、時効年別整理状況等の適否
- (7) 証拠物件に係る事件の公訴時効の期限の確認

3 点検結果の登録

証拠物件の点検を実施したときは、点検年月日等を証拠物件管理業務に登録しなければならない。

なお、鑑定等により他所属、他機関等で保管中の証拠物件及び警察署保管として送致済みとなった証拠物件については、証拠物件管理業務による点検結果の登録は要しない。

第14 証拠物件の取扱要領

1 新規入庫要領

証拠物件を新規に押収し、保管設備に入庫する要領については次のとおりとする。

- (1) 証拠物件の取扱者は、証拠物件をチャック付ビニール袋に入れ、必要に応じて緩衝材となるものを施すなどして整理するとともに、証拠物件管理業務において速やかに登録し、出力された証拠品票を物件ごとに貼付し、又は容易に脱落しない方法により添付すること。ただし、押収後、還付するなどしてその場で直ちに保管を解除することができるものについてはこの限りでない。
- (2) 証拠物件の取扱者は、前記(1)により登録した証拠物件を、押収関係書類とともに取扱責任者等に引継ぐこと。
- (3) 前記(2)により引継ぎを受けた取扱責任者等は、証拠物件と押収関係書類を突合し、証拠物件管理業務の登録内容を確認の上、証拠物件管理業務において確認登録を行うこと。
- (4) 保管責任者は、前記(3)による確認後、証拠物件と証拠物件管理業務の登録内容を確認

認の上、確認登録を行うこと。

- (5) 取扱責任者等は、保管責任者から保管設備の鍵を借り受け、当該証拠物件を保管設備に入庫すること。この場合において、当該証拠物件の入庫後、保管設備の鍵を速やかに返納するものとする。

なお、警察署において保管設備の鍵を証拠物件担当係長等が管理している場合は、当該証拠物件担当係長等が当該証拠物件を入庫することを妨げない。

2 出庫要領

証拠物件を仮出し又は払出しのため保管庫から出庫する際の要領については次のとおりとする。

- (1) 証拠物件の取扱者は、証拠物件を捜査のために仮出し又は払出しをする場合は、捜査主任官又は保管責任者に出納の許可を得るものとする。
- (2) 前記(1)の許可を得た証拠物件の取扱者は、取扱責任者等に証拠物件の出庫を依頼すること。
- (3) 前記(2)の依頼を受けた取扱責任者等は、保管責任者から保管設備の鍵を借り受け、当該証拠物件を保管設備から出庫すること。この場合において、当該証拠物件の出庫後、保管設備の鍵を速やかに返納するものとする。

なお、警察署において保管設備の鍵を証拠物件担当係長等が管理している場合は、当該証拠物件担当係長等が当該証拠物件を出庫することを妨げない。

- (4) 取扱責任者等は、出庫する証拠物件に誤りがないか確認の上、証拠物件管理業務において出庫登録し、当該出庫登録と出庫しようとする証拠物件に誤りがないか再度確認すること。

3 返納要領

- (1) 証拠物件の取扱者は、証拠物件を返納する旨を取扱責任者等に申告した後、引き渡すこと。
- (2) 前記(1)の引渡しを受けた取扱責任者等は、当該証拠物件の数量、滅失等の有無等について確認の上、証拠物件管理業務により返納登録を行うこと。
- (3) 取扱責任者等は、保管責任者から保管設備の鍵を借り受け、当該証拠物件を保管設備に返納すること。この場合において、当該証拠物件の返納後、保管設備の鍵を速やかに返納するものとする。

なお、警察署において保管設備の鍵を証拠物件担当係長等が管理している場合は、当該証拠物件担当係長等が当該証拠物件を返納することを妨げない。

4 特殊物件に係る出納要領

特殊物件保管庫から証拠物件を出納するときは、前記 1 から 3 までの規定に準じて行うものとする。ただし、保管責任者自らが保管設備を解錠し、出納に立ち会わなければならない。

5 検察官への証拠物件の貸出し手続

- (1) 検察官に証拠物件を貸し出す場合は、署長指揮を受けた上、当該検察官から証拠物借用票を受領し、前記 2 の要領により出庫すること。
- (2) 貸し出した証拠物件の返還を受ける場合は、検察官から証拠物返還票を受領し、前記 3 の要領により返納すること。この場合において、検察官から当該証拠物件を受領した者は、証拠物受領書に署名押印すること。
- (3) 証拠物件の授受に当たっては、双方立会いの上、証拠物件の現物と書類とを確認し、確実に受渡しを行うこと。
- (4) 検察官から受領した証拠物件借用票及び証拠物返還票は、当該証拠物件を識別する管理番号（以下「証拠物件管理保存番号」という。）を明示の上、当該証拠物件の証拠物件管理保存簿とともに同期間適切に保管すること。

第15 当直における証拠物件の取扱要領

1 当直保管庫への入庫要領

- (1) 当直勤務時間帯に押収した証拠物件については、押収した警察官又は依頼を受けた警察官が証拠物件をチャック付ビニール袋に入れ、必要に応じて緩衝材となるものを施すなどして整理すること。また、証拠物件管理業務において速やかに登録し、出力された証拠品票を物件ごとに貼付し、又は容易に脱落しない方法により添付すること。ただし、押収後、還付するなどしてその場で直ちに保管を解除することができるものについてはこの限りでない。
- (2) 証拠物件登録を実施した警察官は、前記(1)により登録した証拠物件を、押収関係書類とともに当直長又は副当直長（以下「当直長等」という。）に引き継ぐこと。
- (3) 前記(2)により引継ぎを受けた当直長等は、当該証拠物件及び押収関係書類と証拠物件管理業務の登録内容を突合し、誤りのないことを確認することし、自ら当直保管庫に

当該証拠物件を入庫すること。

- (4) 当直長等は、当直勤務終了後、前記(2)により引き継いだ当該証拠物件を署事件主管課の取扱責任者等に引き継ぐこと。この場合において、引継ぎを受けた取扱責任者等は、前記第14の1の規定に準じて、当該証拠物件を保管設備に入庫すること。

2 冷凍又は冷蔵が必要な証拠物件を取り扱った場合

当直勤務中に冷凍又は冷蔵により保管することが適当と認められる証拠物件を取り扱った場合は、当直長等の立会いの下、冷凍保管庫又は証拠物件保管用の冷蔵庫に保管すること。この場合において、冷凍保管庫又は証拠物件保管用の冷蔵庫に既に保管されている他の証拠物件と混在することのないよう十分留意すること。

3 当直保管庫使用の例外

- (1) 保管責任者の勤務時間中に押収し、保管責任者の退勤時までに署事件主管課の保管設備に入庫できなかった証拠物件については、次に掲げる要領により一時的に当直保管庫に保管することができる。

ア 保管責任者は、あらかじめ当直長に対し、証拠物件の当直保管庫による保管を依頼すること。

イ 取扱責任者等は、当該証拠物件を当直長等に引き継ぐこと。

ウ 前記イの引継ぎを受けた当直長等は、前記1(3)及び(4)の規定に準じて、当該証拠物件を取り扱うこと。

- (2) 当直時間帯において、保管責任者不在時に証拠物件の仮出し又は払出しを行うときは、次により取り扱うこと。

ア 保管責任者は、あらかじめ当直長に対し、証拠物件の当直保管庫による保管を依頼すること。

イ 取扱責任者等は、当該証拠物件について、証拠物件管理業務による保管場所の変更登録を行った上で、当直長から当直保管庫の鍵を借り受け、当直保管庫に保管すること。

ウ 証拠物件の取扱者は、仮出し又は払出しを行うときは、当直長から当直保管庫の鍵を借り受け、当該証拠物件を当直保管庫から出庫すること。この場合において、取扱責任者等は、出庫する証拠物件に誤りがないか確認の上、証拠物件管理業務において出庫登録し、当該出庫登録と出庫しようとする証拠物件に誤りがないか再度確認する

こと。

エ 証拠物件の取扱者は、証拠物件を返納するときは、当該証拠物件の数量、滅失等の有無等について確認し、取扱責任者等に証拠物件管理業務により返納登録を依頼し、当直長等から当直保管庫の鍵を借り受け、当直保管庫に保管すること。

なお、当該証拠物件については、前記 1 (4) の規定に準じて、取扱責任者等に引き継ぐこと。

(3) 当直保管庫の例外的使用については真にやむを得ない場合にのみ実施するものであり、前記(1)及び(2)の規定を厳守して、濫用にわたることのないようにすること。

第16 被疑者不詳等証拠物件の送致

1 送致の特則

被疑者不詳の証拠物件は、特段の理由のない限り公訴時効が完成する 3 か月前となった時点で関係書類とともに検察官に送致しなければならない。

2 報告

取扱責任者は、被疑者不詳の証拠物件のうち、公訴時効が完成する 3 か月前を迎える証拠物件がある場合には、公訴時効が完成する 3 か月前となる日の属する月の前月の 5 日までに、証拠物件管理業務により当該証拠物件に係る公訴時効切迫一覧表を作成し、管理責任者に報告しなければならない。

第17 証拠物件の合理的な保管管理及び保管負担の軽減

検察官に送致前の証拠物件のうち、事件との関連性がない、又はその証拠としての性質及び証拠価値に鑑み、捜査及び公判において証拠物として利用できる見込みがなく、捜査上留置の必要性がないことが明らかに認められるものについては、必要に応じ、検察官等と協議を行い、捜査上留置の必要性がないとの判断に齟齬(そご)がないことを確認の上、次に掲げる還付、廃棄等の処分を推進すること。

1 早期還付

公訴時効が停止又は延長された犯罪に関する証拠物件に限らず、押収した証拠物件については随時点検を行い、捜査上留置の必要性のなくなったものについては速やかに還付（仮還付を含む。）を行うよう努めること。

2 還付公告

押収物の還付を受けるべき者の所在が判明しないため、又はその他の事由のため還付す

ることができない場合は、刑事訴訟法第499条の規定による還付公告を行うこと。

3 無主物かつ無価値物の廃棄

証拠物件のうち、正当な権原を有することが明らかな所有者が所有権を放棄し、又は事件現場の状況から明らかに無主物と認められ、かつ、財産的価値のないことが明らかであるものについては、警察本部長又は警察署長の指揮により、廃棄することを検討すること。

4 証拠物件保管場所の確保及び点検の合理化

証拠物件保管場所の確保及び点検の合理化を図るため、証拠品保管センターへの保管委託、封印措置の推進及び早期送致に努めること。

第18 送致済みで警察署において保管中の証拠物件の取扱い

1 保管

警察署保管のまま送致した証拠物件（以下「警察署保管証拠物件」という。）については、検察庁から処分の嘱託があるまでの間、証拠物件保管庫内において、適正に保管すること。この場合において、保管に当たっては、未送致の証拠物件と保管場所を区別し、紛失、混在等がないよう留意すること。

2 点検

警察署保管証拠物件については、前記第13に定める点検を実施する必要はないが、検察庁から保管状況に関する照会を受けた場合には、適切に対応すること。

3 廃棄等の処分

警察署保管証拠物件は、検察庁からの処分に関する嘱託をもって廃棄、還付等の処分を行い、処分結果については、証拠物件管理業務において登録すること。

4 早期処理

警察署保管証拠物件の保管負担の軽減のため、必要に応じて検察庁の担当者等に対して早期処理、保管転換等を促すこと。

5 書類の保管

検察庁から受領した保管に関する照会書及び廃棄等に関する処分嘱託書については、管理責任者まで決裁を受けた上で証拠物件管理保存番号を明示し、証拠物件管理保存簿と同じ期間保管すること。

また、同照会書等に対する回答書の控えを作成した場合も、同様とする。

第19 証拠物件に係るその他の留意事項

1 事件現場等に遺留された資料に係る証拠化手続

事件現場等に遺留された資料のうち、微物等の不可視物、たばこの吸い殻、使用済みのちり紙、毛髪等の無主物かつ財産的に無価値物であって、事件との関連性及び証拠価値の有無が明らかでないものについては、速やかにこれらの押収の可否を判断し、押収が必要と判断したときは、差押え、任意提出又は遺留物としての領置の手続により押収し、証拠物件化すること。

2 犯罪の犯人が占有していたと認められる物件の取扱い

犯罪の犯人が占有していたと認められる物件については、置去り物件取扱要領（平成19年会第788号）の定めるところにより処理するものとする。

3 変質のおそれのある証拠物件の適正な取扱い

(1) 早期の鑑定及び適切な保管

腐敗等変質のおそれのある証拠物件のうち、鑑定の必要があるものについては、早期に鑑定を実施すること。

また、保管方法については、冷凍、乾燥等の適切な方法により変質を防止して証拠価値を保全し、鑑定資料である場合は、汚染防止及び同一性の確保に配慮すること。

(2) 写真撮影等による措置

変質のおそれのある証拠物件については、必要に応じて写真撮影等を実施することにより変質前の状態を明らかにしておくこと。

4 証拠物件を鑑識活動で取り扱う際の適正な保管管理

指紋採取等の鑑識作業実施後において乾燥を要する証拠物件については、定められた保管設備等に保管した上で乾燥させること。

また、鑑識活動及び鑑定のための送付に際しては、前記第14の規定により適切に出納を実施すること。

5 捜査情報の漏えい防止に配慮した証拠物件の管理

証拠物件には被疑者等事件関係者の個人情報をはじめとした捜査情報が多数含まれており、これらの情報が漏えいした場合、捜査の遂行に支障を来すとともに、事件関係者の名誉を害することになることを念頭に置き、捜査の推移に応じて証拠物件に係る情報を証拠物件管理業務において確認し、必要があれば修正し、当該証拠物件が還付できるか否かについて適切に判断すること。

6 鑑定手続

証拠物件を鑑定に付す際の要領については、別に定める。

7 試料の残余の登録

取扱責任者は、前記第4(3)ウの試料の残余の返却を受けた場合は、証拠物件管理業務により当該試料の残余を証拠物件として登録を行うとともに、冷凍保管庫において確実に保管すること。

なお、証拠物件管理業務における登録に当たっては、分離された鑑定資料との関係を明示すること。

8 分離登録

次に掲げる場合において、1つの証拠物件として押収していたものを複数に分離して保管管理する必要があるときは、証拠物件管理業務において当該証拠物件を払出しし、分離により発生した証拠物件を登録（以下「分離登録」という。）すること。

- (1) 捜査の過程において証拠物件を精査し、分離した場合
- (2) 紛失等の事故防止、適正保管、誤還付の防止等のため必要があると認める場合
- (3) 同一の証拠物件を複数点領置し、一部を鑑定等のため仮出し又は還付等のため払出しする場合

9 精密機器及び電磁的記録媒体押収時の適正な取扱い

パソコン等の精密機器及び電磁的記録媒体を押収したときは、適切な保護材を使用するなど、破損等に細心の注意を払うとともに、解析時においてもその証拠価値を損なうことがないように留意すること。

第20 地域部鉄道警察隊における鑑定資料の保管

地域部鉄道警察隊における冷凍保管庫に保管すべき鑑定資料の保管については、刑事部科学捜査研究所長と協議することとする。

第21 捜査本部等における証拠物件の取扱い

1 証拠物件の保管

捜査本部を警察署に設置して捜査を行う場合、合（共）同捜査等を行う場合等において、専ら証拠物件の取扱い及び保管の任に当たる者を置くときは、当該捜査本部等において、証拠物件を保管できるものとする。

なお、捜査本部等に警部以上の階級にある警察官が常駐していない場合は、当該捜査本

部において証拠物件を保管することなく、拠点警察署の署事件主管課の証拠物件として登録し、保管を依頼すること。

2 管理体制

(1) 捜査本部管理責任者

捜査本部管理責任者は、本部事件主管課の長をもって充てる。

(2) 捜査本部保管責任者

捜査本部保管責任者は、捜査本部等に常駐する警部以上の階級にある警察官のうち、捜査本部管理責任者が指定するものをもって充てる。

(3) 捜査本部取扱責任者

捜査本部取扱責任者の指定は、前記第5の3に準ずる。

2 保管設備

保管設備の設置については、前記第7の2の規定を準用する。ただし、特殊物件の保管については、拠点警察署の特殊物件保管庫を用いる、施錠設備のある専用のロッカーを設置するなどして厳重に保管すること。

また、長大又は大量の証拠物件の保管については、前記第8の規定を準用する。

3 鍵の管理

保管設備の鍵は、捜査本部保管責任者が厳重に管理するものとする。

4 点検

捜査本部等で保管する証拠物件の点検については、第13の1(2)の規定を準用する。

なお、捜査本部等が解散する、又は捜査本部保管責任者が常駐しなくなる場合は、全ての証拠物件の点検を実施し、拠点警察署の事件主管課に確実に引継ぎを実施すること。

5 出納要領

出納要領については、前記第14の規定を準用する。

6 捜査本部保管責任者不在時における取扱要領

- (1) 捜査本部保管責任者が休暇等により不在となる場合は、捜査本部取扱責任者の中から警部補以上の階級にある警察官を指定し、職務を代行させるものとするが、特殊物件を拠点所属の事件主管課の特殊保管庫以外の場所で管理しているときは、当該警部補以上の階級にある者と捜査員の複数名の立会いにより出納すること。

- (2) 当直時間帯において捜査本部保管責任者が不在のときは、前記第15の規定により、拠

点警察署の当直保管庫を利用するものとする。

7 引継ぎ

拠点警察署の署事件主管課に証拠物件を引継ぐ場合は、捜査本部保管責任者が、当該署事件主管課の保管責任者に証拠物件の品目、点数等について確実に引き継ぐこと。

また、証拠物件の引渡しに際しては、捜査本部取扱責任者と拠点警察署の署事件主管課の取扱責任者等の双方が立会いの上、当該証拠物件の確認を確実に行うこと。

第22 科学捜査研究所における証拠物件の取扱い

科学捜査研究所に鑑定のため送付された鑑定資料の管理については、別に定める。

第23 事故報告

証拠物件について滅失等の事故の発生を認知したときは、管理責任者に速やかに報告し、報告を受けた管理責任者は、その経緯、措置等を本部事件主管課の長を経て警察本部長に速報しなければならない。

実施日

この通達は、令和5年10月2日から実施する。

【様式別表省略】